

破天荒

教宣部

5044号

2018年

9月26日

化学一般京滋地本
全竹中労働組合



裁判員休暇

四十五回目の定期大会も終え、先週の水曜日に秋闘要求を提出しました。十月五日の回答指定日には文書で要求に対する回答を行うことも約束しました。

休日増

来年と再来年は、祝日や国民の休日ごとに配置されるかわからない。秋の国会で来年の祝日は決定されるとしています。

「国民の祝日に関する法律」に「国民の休日」が条文にのって初めて発生した二〇〇九年、組合は当然のように休日増を要求しましたが、会社は国民の休日は祝日ではないとして拒んでいます。

納税は国民の義務、優良申告法人として表敬を受けたことを誇りに思うような経営者であれば、即位の礼の前後に発生するであろう国民の休日は祝日ではないと言わない筈です(多分)

納税は国民の義務、優良申告法人として表敬を受けたことを誇りに思うような経営者であれば、即位の礼の前後に発生するであろう国民の休日は祝日ではないと言わない筈です(多分)

毎年十一月頃に裁判員候補者名簿に選ばれた人の住所に候補者となった旨のものが送付されます。

事件ごとに裁判の六週間前までに名簿の中からくじで選定された候補者のもとに呼び出し状が送付されます。この時質問票により辞退が認められれば裁判所に行く必要はありません。

かなくてははいけません。ここで辞退が認められれば一日の有給または無給の特別休暇ですが、認めなければ十日を超える休暇が必要になります。納税は国民の義務、優良申告法人として表敬を受けたことを誇りに思うような経営者であれば、裁判員休暇を有給で補償しようとバックアップしてくれるはず。その他

仕事がきつくした職場
仕事はするモノであって、(自身や他人を)評価するものではない。
残業しても残業しても出口の見えない仕事、雪のように空からコンコン降り積もってくるのが第二東野の実態らしい。
注文はあるのに作れない...それは少数精鋭とか掛け声をかけた奴を盲信する竹中電子の実力なのだろう。
士気を高めるのはお小遣い程度の査定の上乗せではなく、管理職への登用でもなく、(現場の)達成感だと私は思う。
三六〇度査定という手法があるらしい、上から下を査定するのではなく相互に評価するらしい。上から下を役職登用で評価し、下から上を役職手当で評価してはどうか? 経営者曰く一般社員の給与(基本給+住宅・家族手当)で世間並みの生活はできるのだそうなので、役職手当こそ貢献度・業績配分の適正な手当てを決定する。
竹中でもパワハラ・セクハラ・老害がはびこっている。年上だから何でも知ってる、役職者だから神聖だなんて考えている人ってまだ居るのだろうか?

安全衛生委員会報告

出勤において申請した公共交通機関の遅延があった場合は「特認」で有給扱いになるのは従来通り。問題になったのは退社時に交通機関の遅延または運休があった場合、会社として対応を決めておく必要がある。

世の中も変わりJRも前日から計画運休を発表するようになったのに竹中では総務より現場の長が判断をし、早退賃金カット(なり年休で帰宅するよう指示を出せ)ということ

出勤したものの運休などにより帰宅困難者がでた場合、宿泊施設の確保や代替通勤路線の交通費の補てん・タクシー代金の支給などしてもバチはあたらなないと思います。

なった前回の台風災害時の対応でした。
東野第二ビルについて今回の委員会では新たに一階の倉庫の段ボール粉じん・換気の問題があることが会社側より報告がありました。G.Cと相談しながら改善をしていくということ。何時までにやるかという点については明言を避けたままとなっています。

お知らせ

2018年度新役員体制

- 執行委員長 稲岡幸雄
- 福執行委員長 松林 浩
- 書記長 川北幸輝
- 会計 川口喜弘
- 執行委員 杉浦陽一
- 会計監査 柳川瀬忠
- 会計監査 西村浩一郎